

河川整備計画に関する意見聴取について

1. 基本的な考え方

【意見聴取の対象者】

- 1) 学識経験を有する者
- 2) 関係住民
- 3) 関係県知事及び関係市町長

【意見聴取の手順】

- それぞれの対象者から個々に実施
- 透明性・公平性の確保に留意

2. 意見聴取の方法

1) 学識経験を有する者からの意見聴取（河川法16条の2）

- 学識経験者から構成される「江の川河川整備懇談会」を設置し、意見聴取
- 懇談会は公開とし、会議資料、議事録は後日、浜田河川国道事務所及び三次河川国道事務所ホームページに掲載
- 懇談会会場は、江の川周辺の公共会議場等を活用

2) 関係住民からの意見聴取（河川法16条の2）

- 「江の川のこれからを考える会」の開催、アンケートの実施等により広く積極的に意見を聴取
- 「江の川のこれからを考える会」は、流域内（国管理区間）の島根県江津市、川本町、美郷町、邑南町、広島県三次市、安芸高田市の7箇所で開催
- アンケートは、事務所ホームページや各市町広報紙折り込み、自治会回覧を通じた各戸配布、小学校を通じた配布により実施

3) 関係県知事及び関係市町長からの意見聴取（河川法16条の2）

- 河川整備計画案に対する意見聴取など適宜実施